

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の概要

1. 選挙執行経費基準法の一部改正

参議院選挙のある年の定例改正として、物価変動や選挙の執行状況等を踏まえて、投票所経費等の基準額の改定を行うほか、期日前投票所経費の充実や投票所等への移動支援経費の加算を行う。また、下記2の制度改正に伴い、必要な経費を措置する。

(1) 選挙等の執行の実態を踏まえた規定の新設等

期日前投票所における選挙人名簿のオンライン対照等の設備の整備や投票所等への移動支援に関する加算規定を設けるとともに、最近の執行の実態を踏まえて開票所経費の基準額を改定する。

(2) 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、事務費等の基準額を改定する。

(3) 2の公職選挙法の一部改正に伴う規定の新設等

2. 公職選挙法の一部改正

有権者の投票環境の向上に関する具体的方策を検討するために総務省に設置した研究会^(※)の報告を踏まえ、制度化を行う。

(※)「投票環境の向上方策等に関する研究会」

(1) 共通投票所制度の創設

選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができることとする。

(2) 期日前投票の投票時間の弾力的な設定

開始時刻の2時間以内の繰上げ及び終了時刻の2時間以内の繰下げを可能とする等の改正を行う。

(現行) 開始時刻は午前8時30分、終了時刻は午後8時であり、開始時刻の繰上げ及び終了時刻の繰下げは不可。

(3) 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

投票所に入ることができる子供の範囲を、現行の幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大する。

(現行)「幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者」とされている。

【施行期日】

公布の日。ただし、1(3)及び2は、選挙権年齢の18歳以上への引下げに係る改正公職選挙法の施行の日(平成28年6月19日)